

令和2年1月

地方交付税法第17条の4の規定に基づき、地方団体から申出の
あった交付税の算定方法に関する意見の処理方針(案)

市町村分

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
1	(法)	北海道	社会保障費や臨時財政対策債償還費の増等を踏まえた地方一般財源総額の確保・充実について	<p>地方交付税の財源保障機能・財源調整機能を十分に発揮するため、社会保障関係費や臨時財政対策債償還費の増等を踏まえた上で、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保されたい。</p> <p>また、その際には、法定率の引き上げ等により、可能な限り臨時財政対策債の発行の縮減を図られたい。</p> <p>特に、防災対策や公共施設の老朽化対策に係る経費などの地方一般財源総額を確保するとともに、幼児教育・高等教育無償化や会計年度任用職員制度に係る新たな財政需要についても、基準財政需要額へ適切に反映されたい。</p> <p>広大な面積を有している本道においては、人口の減少が著しい市町村の活性化や住民のニーズに適切に対応した行政サービスの実施のために、人口密度等を勘案した算定方法の継続・充実による財源保障を図られたい。</p> <p>医療過疎地を多く抱える本道において、不採算医療を担う公立病院の経営改善に向けた運営が推進されるよう、算定方法を充実し、地域医療の確保を図られたい。</p> <p>[継続]</p>	<p>一部採用する。</p> <p>令和2年度においては、水準超経費を除く交付団体ベースでの一般財源総額を1.1兆円増の61.8兆円、地方交付税総額については、0.4兆円増の16.6兆円確保し、臨時財政対策債については、前年度から0.1兆円減の3.1兆円とし、残高も0.5兆円減の53.3兆円とした。</p> <p>偏在是正措置により生じる財源の活用にあたっては、地方創生を推進するための基盤ともなる「地域社会の持続可能性」を確保するため、地方財政計画に地域社会の維持・再生に取り組むための新たな歳出項目として「地域社会再生事業費」を0.4兆円計上した。</p> <p>法定率の見直しについては、令和2年度の概算要求においても事項要求を行った。国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることから、更なる見直しは容易なものではないと考えるが、今後とも法定率の見直し等による交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。</p> <p>会計年度任用職員制度が施行されることに伴う期末手当の支給等に係る経費については、地方財政計画において、1,700億円程度を増額計上し、一般財源を確保している。</p> <p>普通交付税の算定にあたっては、各算定項目において従事する職務を具体的に想定して個別に経費を積算している会計年度任用職員については、標準的な勤務形態等に応じて期末手当の支給等に要する経費を積算するとともに、その他の会計年度任用職員については、包括算定経費において所要経費を一括計上することとしている。</p> <p>なお、基準財政需要額の算定にあたっては、財政需要との間に相関性の高い指標を用い、地方団体の自然的条件や社会的条件の違いを反映するための補正を講じ、適切に算定しているところ。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
2	(法)	帯広市 (北海道)	トップランナー方式等の導入における地域の 実情への配慮	トップランナー方式の導入等については、交付税本来の機能が損なわれないよう、単に人口規模に応じた補正を行うだけではなく、地理的条件や民間事業者の展開度合いといった地域の実情を加味したものととなるよう制度の見直しを検討されたい。 [新規]	以下の理由により採用しない。 すでに多くの団体が民間委託等の業務改革に取り組んでいる業務について、業務改革を実施している地方団体の経費水準を地方交付税の基準財政需要額の算定に反映している。 反映に当たっては、地方団体への影響等を考慮し、複数年かけて段階的に反映するとともに、小規模団体については、民間委託等が進んでいない状況を踏まえて経費水準が下がらないように算定を行っている。
3	(法)	美唄市 (北海道) 鎌ヶ谷市 (千葉県) 金沢市 (石川県) 甲賀市 (滋賀県) 京都市 (京都府) 島根県全市町村 (19団体) 島根県 高知県	会計年度任用職員制度導入に伴う増額分の基準財政需要額への適切な算入について	令和2年度から創設される会計年度任用職員制度に伴う増額分について、基準財政需要額へ適切に算入されたい。 [新規]	採用する。 会計年度任用職員制度が施行されることに伴う期末手当の支給等に係る経費については、地方財政計画において、1,700億円程度を増額計上し、一般財源を確保している。 普通交付税の算定にあたっては、各算定項目において従事する職務を具体的に想定して個別に経費を積算している会計年度任用職員については、標準的な勤務形態等に応じて期末手当の支給等に要する経費を積算するとともに、その他の会計年度任用職員については、包括算定経費において所要経費を一括計上することとしている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
4	(法)	豊橋市 (愛知県)	調整額の算定方法の見直しについて	各地方団体の減額割合が平等となるよう、また、調整率により交付団体から不交付団体に転じることのないよう、基準財政需要額に調整率を乗じるのではなく、財源不足額に調整率を乗じるという算定方法へ見直すこと。 [新規]	以下の理由により採用しない。 調整減額の算定方法について、財源不足額に調整率を乗じる方法とすると、財源不足額の大きい団体ほど、すなわち財政力の弱い団体ほど減額が大きくなり、地方交付税における財源保障機能の観点から適当でない。
5	(法)	大阪市 (大阪府)	法定率の引上げ及び臨時財政対策債の抜本的見直しについて	極めて厳しい地方財政の現状を踏まえると、地方全体の財源不足を臨時財債の発行により対応することには限界があり、地方交付税の本来の役割である財源保障機能が適切に発揮されるよう、早急に法定率を引上げし、臨時財債制度の廃止も含めた抜本的見直しをされたい。 [継続]	一部採用する。 令和2年度においては、水準超経費を除く交付団体ベースでの一般財源総額を1.1兆円増の61.8兆円、地方交付税総額については、0.4兆円増の16.6兆円確保し、臨時財政対策債については、前年度から0.1兆円減の3.1兆円とし、残高も0.5兆円減の53.3兆円とした。 法定率の見直しについては、令和2年度の概算要求においても事項要求を行った。国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることから、更なる見直しは容易なものではないと考えるが、今後とも法定率の見直し等による交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
6	(法)	大阪市 (大阪府)	基準財政需要額における標準行政経費の精査について	<p>現行の国・地方の財源配分を前提とする限りにおいては、法定受託事務をサービス供給量の意味決定者である国が実際の決算額に対して全額負担することとしたうえで、留保財源率を引き上げるとともに、当該事務にかかる需要額を算定対象から除外することとされたい。</p> <p>また、国費による全額負担までの間については交付税において当該事務にかかる需要額と実際の決算額に差が生じることのないよう精算等の措置を要望する。</p> <p>[継続]</p>	<p>以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。</p> <p>地方交付税は、地方交付税法に定める目的のとおり、全国の各地方団体が、法令で義務付けられた事務をはじめ、標準的な行政サービスを住民に提供するために必要な財源を保障するという極めて重要な役割を担うものであり、法定受託事務かどうかに関わらず、地方財政法第11条の2等の規定に基づき、地方負担については適切に基準財政需要額等に算入しているところ。</p> <p>今後とも、適切な基準財政需要額の算定に努めてまいりたい。</p> <p>なお、留保財源率の引上げについては、財政力格差是正の観点から引き下げるべきとの意見、税收確保インセンティブ強化の観点から引き上げるべきとの意見など様々な意見があり、幅広い観点から慎重な検討が必要。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
7	(法)	新温泉町 (兵庫県)	会計年度任用職員制度導入の財政需要増加に対する適切な普通交付税措置について	<p>会計年度任用職員制度導入の財政需要増に対して適切な段階補正の導入により小規模団体に配慮されたい。</p> <p>公営企業会計会計年度任用職員制度導入の財政需要増に対する普通交付税措置を講じられたい。</p> <p>[継続]</p>	<p>採用する。</p> <p>会計年度任用職員制度が施行されることに伴う期末手当の支給等に係る経費については、地方財政計画において、1,700億円程度を増額計上し、一般財源を確保している。</p> <p>普通交付税の算定にあたっては、各算定項目において従事する職務を具体的に想定して個別に経費を積算している会計年度任用職員については、標準的な勤務形態等に応じて期末手当の支給等に要する経費を積算するとともに、その他の会計年度任用職員については、包括算定経費において所要経費を一括計上することとしている。</p> <p>公営企業会計についても、現行の繰出基準において人件費が影響する経常的経費に対する繰出しを認めている病院、下水道、市場について、地方財政計画において公営企業繰出金を増額計上するとともに、普通交付税の算定にあたっては包括算定経費に一括計上することとしている。</p>
8	(法)	島根県全市町村 (19団体) 島根県	トプランナー方式の導入に当たっては、民間事業者の展開度合いが少ない団体やスケールメリットが働かない団体への配慮	<p>窓口業務の民間委託にあたっては、民間事業者の展開度合いが少ない団体やスケールメリットが働かない団体にとって不利な制度設計とならない様に、慎重な検討を行うこと。</p> <p>[新規]</p>	<p>採用する。</p> <p>業務の委託について、委託が進んでいない理由等を踏まえた上で、地方独立行政法人の活用や標準委託仕様書等の拡充・全国展開などの取組を進めているものの、多くの地方団体が民間委託を導入している状況にないため、令和2年度において、業務改革の取組を地方交付税の基準財政需要額の算定に反映することはしない。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
9	(法)	徳島県	地方交付税の総額確保・機能充実等について	地方公共団体の財政運営に必要な地方交付税の総額確保を図るとともに、財源保障機能及び財源調整機能が適切に発揮されるよう対処されたい。 [継続]	一部採用する。 令和2年度においては、水準超経費を除く交付団体ベースでの一般財源総額を1.1兆円増の61.8兆円、地方交付税総額については、0.4兆円増の16.6兆円確保し、臨時財政対策債については、前年度から0.1兆円減の3.1兆円とし、残高も0.5兆円減の53.3兆円とした。 偏在是正措置により生じる財源の活用に当たっては、地方創生を推進するための基盤ともなる「地域社会の持続可能性」を確保するため、地方財政計画に地域社会の維持・再生に取り組むための新たな歳出項目として「地域社会再生事業費」を0.4兆円計上した。 平成27年度に創設された「まち・ひと・しごと創生事業費」について、第2期のまち・ひと・しごと創生総合戦略が始まる令和2年度においても、引き続き1兆円を確保している。 法定率の見直しについては、令和2年度の概算要求においても事項要求を行った。国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることから、更なる見直しは容易なものではないと考えるが、今後とも法定率の見直し等による交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
10	(法)	徳島県	会計年度任用職員制度の導入に伴う経費の適切な算入について	<p>会計年度任用職員制度の導入に伴う経費については、地方財政計画の歳出に確実に計上するとともに、市町村の標準団体において、会計年度任用職員の職位を創設し、経費別に人数を計上することにより、単位費用への反映・基準財政需要額へ算入すること。</p> <p>[新規]</p>	<p>一部採用する。</p> <p>会計年度任用職員制度が施行されることに伴う期末手当の支給等に係る経費については、地方財政計画において、1,700億円程度を増額計上し、一般財源を確保している。</p> <p>普通交付税の算定にあたっては、各算定項目において従事する職務を具体的に想定して個別に経費を積算している会計年度任用職員については、標準的な勤務形態等に応じて期末手当の支給等に要する経費を積算するとともに、その他の会計年度任用職員については、包括算定経費において所要経費を一括計上することとしている。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
11	(法)	高知県	地方交付税総額の確保と臨時財政対策債の縮減について	<p>地方交付税総額を確保しつつ、臨時財政対策債については、可能な限りその縮減を図りたい。</p> <p>[継続]</p>	<p>一部採用する。</p> <p>令和2年度においては、水準超経費を除く交付団体ベースでの一般財源総額を1.1兆円増の61.8兆円、地方交付税総額については、0.4兆円増の16.6兆円確保し、臨時財政対策債については、前年度から0.1兆円減の3.1兆円とし、残高も0.5兆円減の53.3兆円とした。</p> <p>偏在是正措置により生じる財源の活用にあたっては、地方創生を推進するための基盤ともなる「地域社会の持続可能性」を確保するため、地方財政計画に地域社会の維持・再生に取り組むための新たな歳出項目として「地域社会再生事業費」を0.4兆円計上した。</p> <p>法定率の見直しについては、令和2年度の概算要求においても事項要求を行った。国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることから、更なる見直しは容易なものではないと考えるが、今後とも法定率の見直し等による交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。</p> <p>なお、留保財源率の引下げについては、財政力格差是正の観点から引き下げるべきとの意見、税收確保インセンティブ強化の観点から引き上げるべきとの意見など様々な意見があり、幅広い観点から慎重な検討が必要。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[消防費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
12	(法)	真庭市 (岡山県)	消防費（非常備消防費）について地域の実態に応じた算定方法の見直しについて	<p>非常備消防（消防団）について、広大な面積と点在する集落などを抱える市町村は、住民の安全安心を確保するためには、ある程度の規模の体制を整える必要がある。そのため、消防機材や団員数も多いなど、非常備消防費への算入数と実態とに大きな乖離が見られる。</p> <p>このため、市町村の現状をより適切に反映できるよう消防機材保有台数及び団員出動手当に係る、標準団体行政規模の見直しについて検討されたい。</p> <p>[新規]</p>	<p>以下の理由により採用しない。</p> <p>標準団体規模については、全国の地方団体やその行政運営の実態を踏まえて設定している。</p> <p>なお、平成27年度には、全国の実態を踏まえて標準団体の面積の見直しを行い、標準団体あたりの消防機材数や団員数を増加させたところである。</p> <p>また、人口密度の低い市町村に対しては密度補正により、非常備消防の経費等を割増しており、平成27年度から3年で段階的に需要額の割増しを行ったところである。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[公園費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
13	(法)	札幌市 (北海道)	公園費の適切な算入について	公園費について、労務単価の上昇等による経費増加に対し普通交付税算入率は増えていないことから、単 位費用の引き上げを図ること。 [新規]	以下の理由により採用しない。 公園費の単位費用については、給与水準等の実態を踏まえ積算しており、適切に設定しているところである。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[小・中学校費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
14	(法)	深浦町 (青森県)	特別支援教育支援員に係る単位費用の充実及び補正係数の新設について	特別支援教育支援員に係る単位費用の充実及び地域の実情に応じて、実配置数による補正係数を設けること。 [新規]	一部採用する。 特別支援教育支援員に係る経費については、実際の配置人員が増加している実態を踏まえ、措置を拡充することとしている。 特別支援教育支援員の配置については、実際の雇用形態や全国の配置人数の増加状況も踏まえて、学校数に応じた算定を実施しており、適切に措置している。
15	(法)	上越市 (新潟県)	小中学校費の単位費用のうち印刷製本費、光熱水費に係る測定単位の見直しについて	児童（生徒）数を測定単位としている印刷製本費、光熱水料等については、学級単位の活動により発生するところが大きいため、測定単位を学級数にすること。 [新規]	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 印刷製本費、光熱水料等については、決算統計における物件費との相関が、児童（生徒）数の方が学級数よりも高いため、児童（生徒）数を測定単位とすることが適当である。 今後も各市町村における経費の状況等の実態の把握に努め、適切な措置について検討を行っていく。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[小・中学校費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
16	(法)	王寺町 (奈良県)	義務教育学校設置にかかる普通交付税の算定方法の見直しについて	義務教育学校設置に相応しい需要額の算定をされたい。 [新規]	以下の理由により採用しない。 義務教育学校については、前期課程を小学校費で、後期課程を中学校費で算定しているところ。 これは、学校教育法上、義務教育学校に必要な教育水準は小学校及び中学校と同様であり、追加的な費用が生じることを想定していないことから、小学校費及び中学校費と同様の算定を行っているもの。
17	(法)	島根県全市町村 (19団体) 島根県	就学援助費に係る算入不足額の解消	就学援助費にかかる算定の見直しをすること。 [新規]	以下の理由により採用しない。 準要保護児童生徒関係経費については、文部科学省からの地財要望を踏まえて単位費用を積算し、またそのうち一般財源化分については、密度補正Ⅱにより従来の国庫補助金の算出基礎に準じた補正を行っており、適切に措置されているものと考えている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[小・中学校費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
18	(法)	岡山市 (岡山県)	特別支援教育支援員に係る費用の基準財政需要額への適切な算入について	特別支援教育支援員の配置実態に見合った費用を基準財政需要額に適切に算入すること。 [新規]	以下の理由により採用しない。 特別支援教育支援員の配置については、実際の雇用形態や全国の配置人数の増加状況も踏まえて、適切に措置している。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[その他の教育費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
19	(法)	九重町 (大分県)	幼稚園等に通う子どもたちの送迎用園バスに係る補正係数の新設	遠距離通園が必要となる幼稚園児等の送迎事業に係る費用について、補正係数を創設されたい。 [新規]	以下の理由により採用しない。 通園送迎費は、子ども・子育て支援制度上、公定価格の対象外であり、保護者から実費で徴収することとなっているため、幼稚園等に係る通園送迎費を基準財政需要額に算入することは、国の制度等との整合性の観点から適切ではない。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[社会福祉費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
20	(法)	伊勢崎市 (群馬県) 小松市 (石川県)	地域支援事業に係る経費の単位費用への適切な算入について	<p>障害者総合支援法による地域生活支援事業に市町村の超過負担が生じていることから、単位費用の充実を求める。</p> <p>[継続]</p>	<p>以下の理由により採用しない。</p> <p>地方交付税の基準財政需要額については、国の制度等と整合性を持った標準的な財政需要を算入することとしているところ、障害者総合支援法による地域生活支援事業については、法令上の負担割合に基づく地方負担部分について、基準財政需要額に適切に算入している。</p>
21	(法)	鎌ヶ谷市 (千葉県) 大阪市 (大阪府)	幼児教育・保育無償化に伴う増額分の適切な算入について	<p>幼児・高等教育の無償化に伴い必要となる財源について、地方の財政運営に支障が生じないよう、地方財政計画の歳出に全額計上し、一般財源総額を増額確保すると共に、所要額全額を基準財政需要額へ確実に反映されたい。</p> <p>[新規]</p>	<p>採用する。</p> <p>幼児教育・高等教育の無償化に係る地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上し、一般財源総額を増額確保したうえで、個別団体の地方交付税の算定に当たっても、地方負担の全額を基準財政需要額に算入することとしている。</p>
22	(法)	京都市 (京都府)	地方単独の医療費助成に対する経費の基準財政需要額への算入について	<p>社会福祉費の単位費用において、地方単独の医療費助成にかかる費用を算入し、地方団体の財政需要を適切に反映すること。</p> <p>[継続]</p>	<p>以下の理由により採用しない。</p> <p>地方交付税の基準財政需要額については、国の制度等と整合性を持った標準的な財政需要を算入することとしており、国の医療保険制度で定められた自己負担を軽減する医療費助成は、現在、その算入の対象としていない。</p> <p>総務省では、厚生労働省に対し、乳幼児医療費の自己負担のあり方について、医療制度を含む全国的な制度による対応を要請している。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[社会福祉費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
23	(法)	姫路市 (兵庫県)	子ども・子育て支援費 における標準団体行政 経費積算内容の見直し について	その他教育費及び社会福祉費にお いて、子ども・子育て支援費の積算 内容で算入されている施設型給付費 についての見直しを図ること。 [新規]	以下の理由により採用しない。 施設型給付費については、国の予算を踏まえた法令上の地方負担割合に基づく地 方負担部分について、その全額を基準財政需要額に適切に算入している。
24	(法)	島根県全市町村 (19団体) 島根県 高知県	幼児教育の無償化に係 る法令上の地方負担分 の基準財政需要額への 適切な算入について	令和2年度以降の幼児教育の無償 化に係る地方負担分については、所 要額を確実に地方財政計画に計上す るとともに、各団体の実際の需要額 を踏まえつつ、市町村負担額を適切 に反映できるような制度設計を図る こと。 [新規]	採用する。 幼児教育の無償化に係る地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上 し、一般財源総額を増額確保したうえで、個別団体の地方交付税の算定に当たって も、地方負担の全額を基準財政需要額に算入することとしている。 また、各地方団体の負担の実態を反映するため、保育所・幼稚園の子ども数に 基づき、補正を適用することとしている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[保健衛生費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
25	(法)	大牟田市 (福岡県)	保健衛生費における予防接種費の算定について	予防接種等の実施は義務付けされているため、全国の総需要総額を適切に把握し、措置すること。 [新規]	採用する。 予防接種法に基づく定期接種等については、法令上実費徴収ができることとされており、保健衛生費における予防接種費の算定においては、実費徴収額を考慮した上で、適切に所要額を算定している。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分・市町村分]
[総括・需要・収入]

[高齢者保健福祉費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
26	(法)	大阪市 (大阪府)	老人医療費（後期高齢者医療事業会計等に係るもの）の単価差を反映する密度補正の新設	老人医療費の単価差が生ずる原因は一樣ではないと思われるが、更に高齢化が進み、今後対象者数が増加していくことを考慮したうえで、決算額と交付額の乖離が縮減されるよう、より適切な措置を検討されたい。 [継続]	以下の理由により採用しない。 基準財政需要額は標準的な財政需要を算定するものであり、制度に基づかない、様々な地域の特殊要因により発生している地域間における医療費単価差を反映することは適切ではない。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[地域振興費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
27	(法)	京都市 (京都府)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 包括算定経費、地域振興費等の需要額の確保について ・ 地方交付税の総額確保及び法定率の引上げについて 	<p>地域振興費をはじめとする削減されている費目について、削減の具体的な理由を開示すること。特に包括算定経費や地域振興について、地方の財政需要を的確に見込み、標準的な行政サービスの提供に必要な額を確保すること。</p> <p>臨時財政対策債は廃止し、財源不足の解消は、地方交付税の法定率引上げによって対応すること。</p> <p>[継続]</p>	<p>一部採用する。</p> <p>令和2年度においては、水準超経費を除く交付団体ベースでの一般財源総額を1.1兆円増の61.8兆円、地方交付税総額については、0.4兆円増の16.6兆円確保し、臨時財政対策債については、前年度から0.1兆円減の3.1兆円とし、残高も0.5兆円減の53.3兆円とした。</p> <p>その上で、包括算定経費の単位費用については、会計年度任用職員制度の施行に伴う期末手当等の支給に要する経費の増等により増加している一方、地域振興費の単位費用については、地域総合整備事業債の元利償還金の減等により減少している。</p> <p>一部採用する。</p> <p>法定率の見直しについては、令和2年度の概算要求においても事項要求を行った。国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることから、更なる見直しは容易なものではないと考えるが、今後とも法定率の見直し等による交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[地域振興費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
28	(法)	竹原市 三原市 尾道市 府中市 三次市 庄原市 東広島市 廿日市市 安芸高田市 海田町 坂町 安芸太田町 大崎上島町 世羅町 神石高原町 (広島県)	運転免許証の自主返納者の利便に資する各種支援施策の充実等について	<p>単位費用の積算において、自治体が行う運転免許証の自主返納者の利便に資する各種支援施策の費用を含めること。</p> <p>[新規]</p>	<p>以下の理由により採用しない。</p> <p>地域振興費の単位費用や特別交付税において措置されている「高齢者の生活支援等の地域のくらしを支える仕組みづくりの推進」に係る経費は、地域運営組織が主体となって行う事業が対象となるものであり、自治体が主体となる取組については想定していない。</p> <p>なお、高齢者の生活支援対策については、地域社会の維持・再生に必要となる取組であるため、「地域社会再生事業費」の対象経費として想定している。</p>
29	(法)	日田市 (大分県)	公共交通対策に係る経費の追加について (高齢者等の交通弱者の生活交通の確保に係る経費を基準財政需要額へ算入)	<p>自治体が行う高齢者等の交通弱者の生活交通確保に係る経費について、普通交付税の基準財政需要額へ算入すること。</p> <p>[新規]</p>	<p>以下の理由により採用しない。</p> <p>地域振興費の単位費用や特別交付税において、地域運営組織が主体となって行う買い物支援等の移動支援に係る経費について措置されている。またコミュニティバス、デマンドバス等の地方バスの運行経費についても特別交付税の対象となっている。</p> <p>なお、移動手段の確保については、地域社会の維持・再生に必要となる取組であるため、「地域社会再生事業費」の対象経費として想定している。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[臨時費目]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
30	(法)	高知県	「まち・ひと・しごと創生事業費」の事業費の確保及び人口減少等特別対策事業費の算定における条件不利地域への配慮について	「まち・ひと・しごと創生事業費」の事業費の確保及び人口減少等特別対策事業費の算定における条件不利地域への配慮を維持されたい。 [継続]	採用する。 平成27年度に創設された「まち・ひと・しごと創生事業費」については、地方団体が自主的・主体的に地方創生に取り組むことができるよう、令和2年度においても1兆円を確保した。 また、取組の必要度が高いと考えられる条件不利地域への配慮として、これまでと同様に算定額を割増すこととしている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[包括算定経費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
31	(法)	糸魚川市 (新潟県)	普通交付税での公共交通確保対策経費の算入について	普通交付税で公共交通である高速バスの交通確保対策に係る経費を算入するよう見直すこと。 [新規]	以下の理由により採用しない。 基準財政需要額は、全国普遍的な財政需要を算入するものであり、意見申出にあったような、各地域の固有の事情による財政需要を算入することは困難である。
32	(法)	三原市 (広島県)	河川維持管理に対する適切な測定単位の導入について	包括算定経費（面積）に係る単位費用の積算において、「河川維持修繕及び水防費」については、ほぼ横ばい傾向であるが、三原市の当該事業費は増加傾向である。河川延長等を把握した上での算定のほうが個々の団体の実情を反映でき、適切であると考え。 [新規]	以下の理由により採用しない。 包括算定経費は、抜本的な算定の簡素化を図る観点から、国の基準付けがない、あるいは弱い行政分野について、人口と面積を基本とした簡素な基準により基準財政需要額を算定するものであり、新たな測定単位の導入による算定は困難である。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[包括算定経費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
33	(法)	大牟田市 (福岡県)	大気汚染防止法第22条の規定に基づく常時監視に係る需要額に対する交付税措置について	大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気汚染の常時監視について、当該事務を行うことが政令で定められている市に対して、態容補正等により、交付税措置を行うよう算定方法を見直されたい。 [新規]	以下の理由により採用しない。 包括算定経費は、抜本的な算定の簡素化を図る観点から、国の基準付けがない、あるいは弱い行政分野について、人口と面積を基本とした簡素な基準により基準財政需要額を算定するものであり、新たな補正係数の導入は困難である。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]
[都道府県分・市町村分]
[総括・需要・収入]

[臨時財政対策債]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
33	(法)	旭川市 (北海道)	臨時財政対策債の廃止	臨時財政対策債は、その償還額も累増し、財政の硬直化を招く恐れがあることから、国税の法定率引き上げ等により、その縮減を図ること。 [継続]	一部採用する。 令和2年度においては、水準超経費を除く交付団体ベースでの一般財源総額を1.1兆円増の61.8兆円、地方交付税総額については、0.4兆円増の16.6兆円確保し、臨時財政対策債については、前年度から0.1兆円減の3.1兆円とし、残高も0.5兆円減の53.3兆円とした。 交付税率の引上げについては、国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることなどから、更なる引上げは容易ではないと考えるが、今後とも交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]
[都道府県分・市町村分]
[総括・需要・収入]

[臨時財政対策債]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
34	(法)	野田市 佐倉市 (千葉県)	臨時財政対策債の廃止 及び過年度発行分の臨時 財政対策債元利償還 金の全額保障	<p>臨時財政対策債の元利償還金については、赤字地方債を赤字地方債で補う形の制度運用がなされているというのが現状である。また、かつて交付団体であった団体が不交付団体になると、交付団体時に発行した臨時財政対策債の元利償還金について補填が行われず、地方団体自らが負担することとなってしまい、これは、地方交付税が地方の固有財源であるという国見解とも矛盾している。</p> <p>併せて、地方公共団体が赤字地方債を前提にした財政運営を余儀なくされていることは、財政の健全化の観点からも好ましいとは言えない。</p> <p>については法定率の引上げにより臨時財政対策債への振替を廃止されたい。</p> <p>[継続]</p>	<p>一部採用する。</p> <p>交付税率の引上げについては、国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることなどから、更なる引上げは容易ではないと考えるが、今後とも交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。</p> <p>また、元利償還金相当額の全額を後年度の基準財政需要額に算入することで確実に措置している。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
 [都道府県分・市町村分]
 [総括・需要・収入]

[臨時財政対策債]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
35	(法)	八王子市 (東京都)	財政需要の的確な反映及び国税4税の法定率の引上げによる交付税総額の確保と臨時財政対策債の廃止	地方の実態を踏まえた、必要かつ十分な地方交付税総額を確保すること。 [継続]	一部採用する。 交付税率の引上げについては、国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることなどから、更なる引上げは容易ではないと考えるが、今後とも交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。
36	(法)	国立市 (東京都)	臨時財政対策債の廃止廃止及び元利償還金の実額保障	地方財政の財源不足額と地方交付税の法定額との乖離の幅が大きく、かつ、その状態が続いている。臨時財政対策債への振替制度を廃止し、地方が自立できるだけの本格的な税源移譲、若しくは、国税4税の交付税率引き上げを行うこと。 地方交付税制度の抜本的改正がなされるまでの間においても、過去に借り入れた分の元利償還金については、実額が保障されるよう何らかの制度新設・改正を図ること。 [継続]	一部採用する。 交付税率の引上げについては、国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることなどから、更なる引上げは容易ではないと考えるが、今後とも交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。 なお、臨時財政対策債は、国と地方が折半して補填することとされている地方一般財源の不足のうち、地方負担分に対処するために発行されたものであり、その元利償還金の全額を後年度の基準財政需要額に算入することとしている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分・市町村分]
[総括・需要・収入]

[臨時財政対策債]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
37	(法)	松山市 (愛媛県)	臨時財政対策債発行可能額の算定方法見直し	財源不足の対応については、まず、法定率の引き上げ等を検討したうえで、臨時財政対策債発行可能額の算定に当たって、現行の財政力指数や中核市等に対する傾斜の見直しを検討すること。 [新規]	一部採用する。 令和2年度においては、水準超経費を除く交付団体ベースでの一般財源総額を1.1兆円増の61.8兆円、地方交付税総額については、0.4兆円増の16.6兆円確保し、臨時財政対策債については、前年度から0.1兆円減の3.1兆円とし、残高も0.5兆円減の53.3兆円とした。 交付税率の引上げについては、国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることなどから、更なる引上げは容易ではないと考えるが、今後とも交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分・市町村分]
[総括・需要・収入]

[低工法等による控除額]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
38	(法)	上越市 (新潟県)	地域未来投資促進法等による固定資産税減免等の措置に対する減収補填の対象年度を土地と建物等で統一することについて	地域未来投資促進法等に基づく固定資産税の減免等に対する減収補填について、土地と建物等の取扱いを統一し、事業開始から3箇年度の間を対象とされたい。 [新規]	以下の理由により採用しない。 固定資産税に対する課税免除又は不均一課税をした場合に減収補てんを受け得るのは、対象資産に課税されるべき初年度から3年度分までの固定資産税に限られていることから採用しない。 なお、土地については、課税免除を遡及して決定し、還付を行った場合等においても減収補てんの対象としている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[所得割]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
39	(法)	京都市 京田辺市 (京都府)	精算制度及び減収補てん制度の導入について	<p>市民税所得割についても、景気の動向等により増減の大きい税目であるため、安定的に財源を確保できるよう精算・補てんの制度の創設を検討されたい。</p> <p>[継続]</p>	<p>以下の理由により採用しない。</p> <p>精算制度は、法人関係税等、景気の変動等により大きな影響を受ける恐れのある税目について特例的に設けられており、比較的安定し年度間の変動が少ない所得割については、分離譲渡所得分を除き精算制度の対象とはしていない。</p> <p>しかしながら、意見の趣旨を踏まえ、平成28年度算定以降は、各団体の算定前年度の納税義務者数に20歳以上人口伸び率を乗じることにより各団体における人口動態を算定に反映できるよう見直しを行った。</p>
40	(法)	市川市 (千葉県)	所得割への寄附金税額控除額算入の除外について	<p>都市部における税額控除による流出は深刻であり、一方で減収分の交付税による補填は、不交付団体にとっては影響がないものである。</p> <p>また、他の地方公共団体へ流出した金額は寄附金収入とされ、地方交付税制度においては基準財政収入額へ算入されていないが、その整理によれば、市町村民税所得割における寄附金控除額も算定から除外すべきであり、その上で全団体に公平な対応として、税額控除分の補填として地方特例交付金を配分されるよう図られたい。</p> <p>[新規]</p>	<p>以下の理由により採用しない。</p> <p>基準財政収入額は、各地方団体の標準的な税収入見込み額を合理的に測定するものである。</p> <p>ふるさと納税を含め、個人が任意に支出する寄附金については基準財政収入額に算入しない一方で、寄附金税額控除については、地方税法の特例措置の規定に基づき生じる標準的な減収のため、基準財政収入額に算入することとしている。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
 [都道府県分・市町村分]
 [総括・需要・収入]

[所得割]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
41	(法)	船橋市 四街道市 (千葉県)	ふるさと納税ワンストップ特例制度により減収となる所得税相当分の補填措置について	ふるさと納税のワンストップ特例制度により、本来国税である所得税で負担する部分を、寄附者が居住する地方自治体の住民税から控除しているにもかかわらず、それに対する交付税措置は充分になされていないことから、減収となっている所得税相当額の補填措置を導入されたい。 [継続]	以下の理由により採用しない。 ワンストップ特例制度による個人住民税所得割の寄附金税額控除については、控除対象や控除限度額等について地方税法に定めのある一連の所得控除・税額控除の一つであることから、通常の算定における75%以上に減収額を算定に反映させることは適切ではない。
42	(法)	川崎市 (神奈川県)	ふるさと納税による寄附収入の基準財政収入額への算入について	現行制度では、ふるさと納税による地方自治体の寄附収入は、標準的な地方税収入とされず、基準財政収入額に算入されていないが、ふるさと納税は事実上税の移転であり、ふるさと納税が拡大していることや、整合的な地方財政制度に観点からふるさと納税による寄附収入については基準財政収入額に算入すること。 [継続]	以下の理由により採用しない。 基準財政収入額は、法定普通税を主体とした標準的な地方税収入である。したがって、ふるさと納税を含め、個人が任意に支出する寄附金については、基準財政収入額に算入しないこととしている。 なお、有識者等による「ふるさと納税研究会」の報告書において、「「ふるさと納税」の趣旨を踏まえれば、「ふるさと納税」に相当する寄附金についても、これまでと同様の取扱いとし、寄附を受領した地方団体の地方交付税が減少することのないようにすることが望ましい。」とされている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[所得割]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
43	(法)	川西市 (兵庫県)	市町村民税（所得割） の精算制度の新設	<p>市町村民税（所得割）の一般所得課税分に係る基準税額について、全国平均単位数に市町村ごとの単位数補正率を乗じている。その補正率は前年度の市町村の単位数の全国平均額に対する割合となっており、その年度の市町村の実態を的確に反映できていないことから、精算制度を新設されたい。</p> <p>[新規]</p>	<p>以下の理由により採用しない。</p> <p>精算制度は、法人関係税等、景気の変動等により大きな影響を受ける恐れのある税目について特例的に設けられており、比較的安定し年度間の変動が少ない所得割については、分離譲渡所得分を除き精算制度の対象とはしていない。</p> <p>しかしながら、意見の趣旨を踏まえ、平成28年度算定以降は、各団体の算定前年度の納税義務者数に20歳以上人口伸び率を乗じることにより各団体における人口動態を算定に反映できるよう見直しを行った。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[事業所税]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
44	(法)	大阪市 守口市 (大阪府)	事業所税の基準財政収入額への不算入あるいは現行制度における収入見合いの基準財政需要額への全額算入について	事業所税は基準財政収入額及びそれにかかる基準財政需要額の算入を行わないこと。 また、現行制度を継続する場合、事業所税見合いの需要額を全額捕捉すること。 [継続]	一部採用する。 事業所税については、目的税であるが、税收規模が大きく、使途が包括的に規定されていること等から、法定普通税と同様に基準財政収入額に算入している。 同税見合いの需要については、事業所税収入の使途状況を踏まえつつ、平成30年度から算入額を段階的に引き上げていくこととし、引き続き令和2年度も引き上げることとしている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[配当割交付金・株式等譲渡所得割交付金]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
45	(法)	京都市 (京都府) 広島市 (広島県)	精算制度及び減収補てん制度の拡充について	配当割交付金、株式譲渡所得割交付金についても、景気の動向等により増減の大きい税目であるため、安定的に財源を確保できるよう精算・補てんの制度の創設を検討されたい。 [継続]	以下の理由により採用しない。 算定額と課税等の実績との間の乖離については、原則として精算しない取扱いとしているが、法人関係税等については、税金が景気の変動等の影響を受け、著しい乖離が生じること等があるため、当分の間、特例的な措置として精算することができるものとされている。 配当割交付金及び株式等譲渡所得割交付金については、景気の動向に左右されにくく比較的安定していることから、精算制度及び減収補填債制度の対象とはしていない。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[地方消費税交付金]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
46	(法)	京都市 (京都府) 広島市 (広島県)	地方消費税交付金等における精算制度及び減収補てん制度の拡充について	地方消費税交付金についても、景気の動向等により増減の大きい税目であるため、精算及び減収補てんの制度の対象とすること。 [継続]	以下の理由により採用しない。 算定額と課税等の実績との間の乖離については、原則として精算しない取扱いとしているが、法人関係税等については、税収が景気の変動等の影響を受け、著しい乖離が生じること等があるため、当分の間、特例的な措置として精算することができるものとされている。 地方消費税交付金については、景気の動向に左右されにくく比較的安定していることから、精算制度及び減収補填債制度の対象とはしていない。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[法人関係税]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
47	(法)	大阪市 (大阪府)	地方法人税創設に伴う法人税割減収額の基準財政収入額への適切な算定について	地方法人税創設の影響により交付団体の一般財源が縮小しないよう、法人税割減収額については、その100%を基準財政収入額へ適切に算入すること。 [継続]	以下の理由により採用しない。 地方法人課税は、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人割の一部を国税化し、地方交付税原資化したものであり、偏在是正に伴う留保財源減収額に着目して特例措置を講ずることは考えていない。